# あなたも私もみんなステキ

~ともに考えましょうみんなの人権~

人権尊重委員会 人権推進室 **☎**64-1126 (駅前連絡所) jinsui@town.yuasa.lg.jp

#### 121.「町民人権学習会」にご参加ありがとうございました。

「災害と人権」をテーマに、昨年の9月から開催していました町民人権学習会は、町内22会場での開 催を終え、町民みなさんのご協力により460名の方々にご参加いただきました。

#### 学習会で出された意見の一部をご紹介させていただきます。

- \*高齢者や身体の不自由な方が多く、避難について は若い人も少ないので、町でも対策を練ってほし い。また、訓練の中に健常者がどのように助ける べきなのかも入れてほしい。しかし、行政の対応 にも限界があるので、出来る限り区で対応できる ようにしておきたい。
- \*要援護者の避難が大切。町で確認するのは難しい かもしれないので、隣組で声を掛け合い助け合う ことが必要。
- \*災害時の心のケアの必要性。避難所では、健常者 は早急な避難が出来るので、壁際がとれるかもし れないが、身体の不自由な人に譲ってあげるよう な配慮が必要。
- \*災害が起こったとき、高齢者、子ども、女性だけ が災害弱者になるのではなく、自分がなりうるか もしれない。助けたり、助けられたり出来るよう 普段からの繋がりが大事。

人権とは、誰もが生まれながらにもっている権利です。幸せに生きるために大切にしなければならない非 常に大事なものです。

人権尊重委員会は、みなさん一人ひとりが「人権の大切さ」を考えるきっかけとしていただけるよう、町 民人権学習会や人権啓発活動等に取り組んで行きたいと思います。

これからも、人権尊重委員会の活動に、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

# 平成30年4月から入院時の食費が変わります

#### 平成30年3月末まで

所得区分		(1食につき)
下記以外の方		360円
●住民税非課税世帯 ●低所得者 II	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
	(過去12ヶ月の入院日数)	
低所得者 I		100円

#### 平成30年4月~



くわく公園・公衆トイレ(なぞ公園・公衆トイレ(なぞなる) 防車 会所 新 家 社 \*車)、 部い なぎ など) 会 た 禁煙 V 進 民 成 なぎの里球場・テニスコートた など)、社会体育施設(体育 会教育施設(公民館・教育集 会教育施設(公民館・教育集 がでいたが、社会体育施設) 環 老人 して 0) 敷 る 30 境 水道事務所問 、消防車庫 、福 を うくま 禁て月 くり、 関場 煙の1 0) い健 施日 施テニ う 康 と設か 受動場を守 関係 さをら (各 せ施は (老 かり 喫 て設町 煙 5 い内が さの 健 た禁管 の憩 消いな育集 ま防よ康 だ煙理

図書町 は町では の年 施設が十4月1 か禁煙となります!-日から町が管理する や保

デ

など

敷

て役育

設内の

性を実施地内禁煙

L

お

5

せ

# 犬の飼い主さんへのお願い

犬を飼う場合には、「犴犬病予防法」により、 飼い犬の市町村への登録と、年1回の狂犬病予 防注射が義務づけられています。

飼い犬は必ず町に登録し、狂犬病の予防注射 を毎年受けましょう。

#### 犬の「登録」から「お別れ」までの流れ

#### 登録について -

犬を飼いだしたり、他の市町村から引っ越し てきたときは、湯浅町での登録が必要になりま す。登録料を添えて申請を行ってください。

※小型犬や室内犬だからという理由で、犬の 登録をしていない飼い主さんが見受けられ ます。犬の登録は狂犬病予防法により義務 付けられています。

# ○湯浅町の登録数と注射済票交付数

平成 28 年度時点の登録数は 422 頭と 258 枚の 交付があり61.1%の注射実施率になります。この 61.1%という数字は決して高くありません。狂犬病 の蔓延を未然に防ぐために必要な実施率は70%以 上と言われております。

#### 犬の死亡

飼い犬が死亡した場合、届出を出していただ く必要があります。その際に鑑札と直近に取得 した狂犬病予防注射済票を住民環境課までお返 しください。届出を出していただく場合は、手 数料等はいりません。また、湯浅町ではペット の火葬ができます。火葬の手続きと火葬料金を 用意し住民環境課までおこしください。

# 犬を飼うときのマナー

狂犬病の予防注射や犬の登録は飼い主としての責任ですが、散歩する時など、野外でフンをするときは 持ち帰るのが飼い主のマナーです。犬を飼っていない人にも迷惑のかからないようにしましょう。

# 迷惑な野良猫から地域猫へ



「猫による迷惑を減らしたい」、そして「殺処分される不幸な猫を減らしたい」という2つの思いから生ま れたのが「地域猫対策」です。「地域猫対策」では猫を排除するのではなく「命あるもの」と捉え、増えな いように不妊去勢手術を施して上手に管理しながら、その数と環境上の被害を減らしていく対策です。具体 的には住民が主体となって①不妊去勢手術をする、②時間を決めてエサやりをし、すぐに片づける、③他の 場所に排泄しないようにトイレを設置する、④周辺の住民へ説明するよう努めるなどのルールを守って猫を 管理していきます。もちろん、猫が嫌いな方やアレルギーを持っている方の立場も尊重し、猫からの被害を 受けない対策も同時に実施していかねばなりません。

### 湯浅町内における 地域猫対策の 状 況

- · 計画認定地域: 2地域
- ·対象猫:39匹(うち15匹はH30.1.31時点で不妊手術実施済)
- ※現在、申請に向けて2地域が準備中です。

県の認定を受ければ、不妊去勢手術費用の全額助成や 手術のための捕獲オリや超音波式猫除け装置の貸し出し 等を受けることができ、不妊去勢手術を施された猫は耳 の先が V 字にカットされるため、外見から「一代限りの命」 であることがわかります。

皆さんも地域猫対策に取り組んで「迷惑な野良猫」を「地 域猫 | へ生まれ変わらせてみませんか?



左耳がカットされて いるのはメス猫

右耳がカットされて いるのはオス猫

お問い合わせ▶ 住民環境課環境係(8番窓口) ☎ 64 - 1102